

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年6月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400002 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400029 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額を、それぞれ 9 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 28 年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 28 年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額からそれぞれ 10 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 7 月
② 平成 28 年 12 月

A 社に勤務していた平成 28 年に賞与が支給されたが、年金額に反映されていない。預金通帳により、平成 28 年の賞与は同年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日に振り込まれていることが確認できるので、請求期間①及び②について、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 事業主から提出された賃金台帳、請求者から提出された預金通帳の写し及び社会保険事務担当者の陳述により、請求者は、平成 28 年 7 月 27 日及び同年 12 月 20 日に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は被保険者の賞

与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、前記の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年7月27日及び同年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 前記の賃金台帳、預金通帳の写し及び社会保険事務担当者の陳述により、請求者は平成28年7月27日及び同年12月20日にそれぞれ10万円の賞与を支給されたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額をそれぞれ10万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。